

東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務
プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月

東広島市 総務部 DX 推進チーム

1 趣旨

この要領（以下「本実施要領」という。）は、東広島市が発注する「東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務」（以下「本業務」という。）を受託する事業者（以下「受注者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 目的

東広島市で現在稼働している庁内 LAN は、平成 24 年 12 月の稼働開始から 12 年以上が経過し、機器の老朽化が喫緊の課題となっている。本業務は、老朽化した機器の内、コア L3 スイッチ及び庁内無線基盤を更新するものとする。また、本業務においてはデジタル庁が推進するガバメントクラウドやゼロトラストへの移行といった「国・地方ネットワークの将来像」に係る重要な業務と位置付け、選定においては、将来的な構想を踏まえた位置付けについても示すものとする。

また、市民のインターネット利用における利便性の向上を図るため、一部の市内公共施設に公衆無線 LAN を平成 30 年に導入し、整備している。しかし、設置機器の老朽化や利用者ニーズの多様化により、既存機器では十分なサービス提供を実施することが困難になっていることから、既存機器及び提供サービスの更新を予定している。

本業務は、上記の課題を解決するために、市が指定する庁舎施設及び市内公共施設において、庁内 LAN サービス及び公衆無線 LAN サービスを提供するための機器、並びにソフトウェアを調達するものである

3 業務概要

(1) 業務名称

東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務

(2) 業務内容

東広島市役所本庁舎・支所・出張所等、本市の行政業務を行う施設において、業務利用及び一般利用を想定した庁内 LAN を構築すること。

また、上記施設に加えて、東広島市が指定する施設で施設利用者が利用できる公衆無線 LAN サービスを提供すること。なお、本業務は以下の 3 種から成るものとし、業務契約締結の際は、それぞれを別契約とすることを想定している。

ア 庁内 LAN について

アー1 ハードウェアの調達

アー2 ハードウェアの設置及び撤去

アー3 運用保守サービス

イ 公共施設 LAN について

イー1 ハードウェアの調達

イー2 ハードウェアの設置及び撤去

ウ 共通要件について

ウー1 公衆無線 LAN サービスの提供

※詳細は、別紙「東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

※上記 アー1「ハードウェアの調達」及びアー2「ハードウェアの設置及び撤去」及びイー1「ハードウェアの調達」については、提案内容に基づき決定した物件を本市が別途リース入札を行うことを想定。

(3) 提案上限額

① 庁内 LAN 及び公共施設 LAN におけるハードウェアの調達及び公衆無線 LAN サービスの提供等について

- 別紙仕様書中7.1.1「ハードウェアの調達」及び7.1.2「ハードウェアの設置及び撤去」及び7.2.1「ハードウェアの調達」及び7.3「共通要件について」に係る全ての費用

94,626,373円（消費税及び地方消費税を含む。）

② 庁内 LAN における運用保守サービスについて

- 別紙仕様書中7.1.3「運用保守サービス」に係る全ての費用

5,078,150円（消費税及び地方消費税を含む。）

※庁内 LAN の運用保守サービスについては本項で提示する提案上限金額は最初の1年間の契約分とし、2年目以降については別途協議の上契約することとするが本提案においては5年目までの提案金額および6年目以降の参考価格を審査対象とする

③ 公共施設 LAN における機器の設置及び撤去作業について

- 別紙仕様書中7.2.2「ハードウェアの設置及び撤去」に係る全ての費用

3,590,977円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務期間

ア 庁内 LAN について

アー1 ハードウェアの調達

提案内容に基づき決定した物件に対して、本市が別途実施するリース入札により決定する。

（リース期間は令和8年1月1日から令和12年12月31日までを想定。）

アー2 ハードウェアの設置及び撤去

契約締結日の翌日から令和7年12月31日まで

アー3 運用保守サービス

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

イ 公共施設 LAN について

イー1 ハードウェアの調達

提案内容に基づき決定した物件に対して、本市が別途実施するリース入札により決定する。

(リース期間は令和8年1月1日から令和12年12月31日までを想定。)

イー2 ハードウェアの設置及び撤去

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

ウ 共通要件について

ウー1 公衆無線 LAN サービスの提供

令和8年1月1日から令和12年12月31日まで(60か月)

4 選定

公募型プロポーザル方式

※構築方法及び保守体制、構築実績、各機能や性能、提案価格等により事業者を選定する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 単独企業の場合

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- ② 本業務の公募を開始する日から契約締結日までの間のいずれの日においても東広島市の指名除外処分を受けていないこと。
- ③ 参加表明書を提出する日において固定資産税、市区町村民税を滞納していないこと。
- ④ いずれかの省庁・地方公共団体等において、2,000人以上が利用するネットワークシステムを構築または運用した実績があること。また、公衆無線 LAN サービスについて、いずれかの省庁・地方公共団体等に導入実績があること。
- ⑤ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑥ プライバシーマーク（JIS Q 15001）の認証又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の認証を取得していること。

※企業グループの場合は、企業グループの全ての構成員が①～⑥までの全ての要件を満たしている者であること。

(2) 複数提案の禁止

提案参加者ができる提案は1つのみとする。

(3) 他の提案参加者の構成員となることの禁止

すでに提案参加している者又は提案参加者の構成員（再委託事業者を含む。）となっている場合は、他の提案参加者の構成員になることはできない。

6 スケジュール（予定）

公募開始から契約締結までのスケジュール（予定）は次のとおりとする。

	東広島市	提案者
令和7年6月25日（水）	公募（提案の受付）開始	
	↓	
令和7年7月8日（火）	質問書の提出期限	（質問がある場合） 質問書の提出
	↓	↓
令和7年7月14日（月）	質問書への回答	回答の受領
	↓	↓
令和7年7月18日（金）	参加表明書の提出期限	参加表明書の提出
	↓	↓
令和7年7月23日（水）	参加資格の確認結果通知	参加資格の確認結果受領
	↓	↓
令和7年7月28日（月）	提案書の提出期限	提案書等の提出
	↓	↓
令和7年8月1日（金） 予定	審査（プレゼンテーション等）	審査会へ参加
	↓	↓
令和7年8月5日（火） 予定	審査結果通知	審査結果通知の受領
	↓	
	結果の公表・契約締結	

※日程は前後する可能性があります。

7 質問及び回答

(1) 質問

本業務に関し質問がある場合は、次のとおり質問書を提出するものとする。

提出期限	令和7年7月8日(火)午後5時
提出先	東広島市総務部 DX 推進チーム
提出書類	「東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務に係る質問書」(様式第4号)
提出方法	電子メール 件名を「東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務に係る質問」とし、宛先のメールアドレスは本実施要領中16「担当部署(事務局)」のとおりとすること。 また、受信確認のため、 <u>メール送信後に電話連絡</u> をすること。

(2) 回答

質問に対する回答は、プロポーザル参加者に対し、次のとおり行う。

回答日	令和7年7月14日(月)
回答先	質問内容を含め、ホームページで公開する。 ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては質問者のみに対して回答する。
回答方法	市ホームページ
備考	本市の回答は、実施要領及び調達仕様書等を補足する効力を有するものとする。 なお、提出期限までに到着しなかった質問及び電話による質問については回答しない。

8 参加表明

(1) 提出書類

- ① 東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務参加表明書（様式第 1 号）
- ② 企業グループ結成届（様式第 2 号）※企業グループの場合のみ
- ③ 納付すべき固定資産税、市区町村民税に滞納がない旨の証明書
※提案書を提出する日から 3 か月以内に発行されたものに限り、写しでも可とする。
- ④ 導入実績書
省庁・地方公共団体等の導入実績がある旨の証明書（様式第 3 号その 1・その 2）

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時まで [必着]

(3) 提出方法

電子メールでデータを送付の上、郵送または持参（郵送の場合も、提出期限までに必着とする。）

電子メールの件は「プロポーザル提出書類（東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務）」とすること。

受信確認のために、メール送信後に電話連絡をすること。

(4) 提出先

本実施要領中 16「担当部署（事務局）」のとおり

(5) その他

参加表明書を提出していない者からの応募（提案書の提出 等）は受け付けない。

9 参加資格の確認

参加表明書の提出があった参加希望者に対して、東広島市が参加資格を確認し、参加資格確認書を通知する。

(1) 通知日

令和 7 年 7 月 23 日（水）

(2) 通知先

参加表明書記載の連絡先

(3) 通知書類

東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務に係る参加資格の確認について

(4) 通知方法

電子メール

10 提案書の提出

プロポーザル参加者は、別に定める仕様書により提案書を作成し、以下のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書

イ 提案価格書（様式第6号）

※いずれの提出書類においても、別紙「東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務に関する提案書作成要領」に基づくものとする。

(2) 提出期限

令和7年7月28日（月）午後5時まで [必着]

(3) 提出方法

電子メールでデータを送付の上、郵送または持参（郵送の場合も、提出期限までに必着とする。）

電子メールの件は「プロポーザル提出書類（東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務）」とすること。

受信確認のために、メール送信後に電話連絡をすること。

(4) 提出先

本実施要領中 16「担当部署（事務局）」のとおり

(5) 提案書等の再提出

提案書等の再提出は、提案書等の提出期限内に限り認めるものとする。

11 審査の実施

(1) 審査方法

プロポーザル参加者（以下「審査参加者」という。）に対し、プレゼンテーション形式による審査を実施する。なお、プレゼンテーションの内容は、提案書に沿ったものとする。

① 日時

令和7年8月1日（金） 予定

② 場所

東広島市役所本庁会議室（広島県東広島市西条栄町8番29号）

※審査会の部屋・時刻その他詳細については、提案書の提出後に別途連絡する。

③ 時間

審査参加者1者あたりの説明時間は50分を予定し、内訳は次のとおりとする。

準備時間 : 5分以内 ※説明時間には含まない。

プレゼンテーション : 20分以内

質疑応答 : 30分以内

④ 内容

提案内容に沿ったものとする。

⑤ その他、留意事項

プレゼンテーションに欠席する場合、本プロポーザルを辞退したものとみなす。
ただし、災害、交通関係の事故等、真にやむを得ない事由により出席できないと判断される場合はこの限りではない。

(2) 提案書等の審査方法

本市で設置する選定委員会において、提出された提案書（価格提案を含む）、プレゼンテーション及び本市からの質問に対する回答により別に定める基準により採点する。

(3) 最優秀提案事業者の決定

委員会の審査の結果、最高評価点となった者を最優秀提案事業者とする。
最高評価点獲得者が2者以上ある場合、価格が低い者を優先する。
最高評価点獲得者が2者以上で、価格も同額の場合は、委員会の委員長が最優秀提案事業者を決定する。

12 審査結果の通知

審査結果の通知を次のとおり行う。

通知日	令和7年8月5日（火）予定
通知先	すべての提案者
通知文書	件名「東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務に係る最終選定の結果について」
通知方法	電子メール及び書面

13 プロポーザル実施に関する事項

(1) 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 提案書及びプレゼンテーション評価点が5割に達していない者。
- ② 提案価格の金額が提案上限額を超えている者。
- ③ 別紙仕様書で定めている必須要件を満たしていないことが明らかである場合。

(2) 参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは参加資格を失うものとする。なお、参加資格を喪失した者には喪失日以降対象の文書は通知しない。

- ① 参加資格の要件を満たさなくなったとき。

- ② 本業務に対して2以上の提案をしたとき。
 - ③ 他人の提案の代理をしたとき。
 - ④ 提案書等の内容、本市からの質問に対する回答の説明内容に関して、事実を反する提案等の不正行為があったとき。
 - ④ 本市からの提案書に関する質問を、プロポーザル参加者が回答しなかったとき。
 - ⑥ プロポーザルの参加を辞退したとき。
- (3) プロポーザル参加の辞退
- プロポーザル参加者がプロポーザルの参加を辞退する場合は、様式第5号「東広島市庁内 LAN 構築及び公衆無線 LAN サービス提供業務プロポーザル辞退届」(以下「辞退届」という。)を提出すること。なお、契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合においても、辞退届を提出するものとする。
- また、辞退届の提出があった場合でも、それまでに提出された書類は返却しない。
- (4) 費用の負担
- 本業務の調達提案に要する一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とする。

14 本プロポーザルの評価基準

提案項目		配点
全体	提案者の会社概要及び構築実績	15
	提案のコンセプト	15
	業務の実施体制	20
庁内 LAN に関するハードウェアの調達について	ハードウェア構成	40
	構成と設計方針	50
庁内 LAN に関する認証方式・運用・保守	認証方式	30
	拡張性・柔軟性	25
	運用・保守	35
公共施設 LAN に関するハードウェアの調達について	無線アクセスポイント等	35
公共施設 LAN に関するハードウェアの設置及び撤去について	設置方法	20
	既設アクセスポイントからの切替方法	5
公衆無線 LAN サービスの内容について(庁内 LAN 及び公共施設 LAN の共通要件)	管理画面	5
	認証方法	30
	セキュリティ	15
	運用・保守	35
独自提案	独自提案	45
費用	提案価格	150
	延長保守(参考価格)	30
合計		600

15 契約

(1) 契約手続

本市と最優秀提案事業者の間で提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合には、契約を締結する。なお、協議にあたっては、仕様書等の内容を一部修正する場合がある。

また、東広島市は最優秀提案事業者と協議が整わない場合にあっては、次点として評価した提案事業者と協議の上、契約を締結することができる。

なお、別紙仕様書中7.1.1「ハードウェアの調達」及び7.1.2「ハードウェアの設置及び撤去」及び7.2.1「ハードウェアの調達」については、提案内容に基づき決定した物件を、本市が別途リース契約を行うことを想定している。(リース期間は60か月を想定。また、リース期間満了後は、当該物件の所有権を本市へ無償譲渡すること。)

(2) 契約条件

東広島市契約規則等を遵守した契約とする。

16 担当部署（事務局）

(1) 名称

東広島市総務部 DX 推進チーム

(2) 所在地

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
(東広島市役所 本館5階)

(3) 連絡先

電話：082-420-0944

FAX：082-422-1395

E-mail：hgh200944@city.higashihiroshima.lg.jp